

社会福祉協議会の現状

厚生労働省社会・援護局
地 域 福 祉 課

社会福祉協議会の位置づけ

- 社会福祉協議会は、住民、ボランティア団体、民生委員児童委員、社会福祉施設や関係団体など社会福祉関係者、保健・医療・教育などの関係機関の参加・協力のもと福祉のまちづくりを目指したさまざまな活動を行っている民間団体。
- 市区町村、都道府県を単位に1つに限り設置(市町村社会福祉協議会は同一都道府県内の2以上の市町村での広域設置可)。
- 全国の市町村、都道府県・指定都市及び中央の各段階に組織され、中央と都道府県段階では全て社会福祉法人格を取得している。1983年には社会福祉事業法に市町村社会福祉協議会が規定されたことにより、市町村段階の法人化がすすみ、現在ではほぼ100%に近い法人化率。
- 2000年の社会福祉法改正において、より住民に身近で、地域福祉推進の担い手である市町村社会福祉協議会を社会福祉協議会の基礎単位と位置づけるとともに、社会福祉協議会の目的が「地域福祉の推進」にあることを法律上明記した。

活動の沿革

昭和24年、GHQによる「社会福祉に関する協議会の設置」の指示、参議院厚生委員会による勧告で、「中央一都道府県一市町村にわたって一貫し、しかも社会事業の各分野を包括するような、新しい理念にもとづく合理的な社会事業振興連絡機関の創設が不可欠」との指摘があり、これらを受け、戦後の混乱とGHQの公私分離の原則により活動が弱体化していた日本社会事業協会(明治41年設立の中央慈善協会が前身。社会事業団体・施設経営者が主たる会員)と日本民生委員連盟、軍人援護会を母体とする同胞援護会が統合し、昭和26年1月中央社会福祉協議会(現:全国社会福祉協議会)が結成された。

＜草創期＞

昭和24年、GHQが「社会福祉に関する協議会の設置」指示。昭和26年、中央社会福祉協議会(現在の全国社会福祉協議会)及び都道府県社会福祉協議会設立。その後順次、市町村社会福祉協議会設立

＜要援護者中心の対応期＞(昭和20年代～30年代半ば)

戦災孤児や引揚者への援護活動、民生委員との協働での低所得者支援、子供会などの児童健全育成、共同募金運動を推進

＜地域組織化推進期＞(昭和30年代後半～昭和40年代半ば)

地域ニーズの把握、障害者支援事業等の組織化、地域住民団体等の組織化による問題解決活動を推進

＜住民参加推進期＞(昭和40年代後半～昭和50年代後半)

各地でのボランティアセンターの設置、住民参加による食事サービス等の先駆的な在宅福祉サービスを推進

＜事業型社協推進期＞(昭和60年代～現在)

福祉関係八法改正、「国民の福祉への参加指針」等により、住民の参加を得ながら社会福祉事業等の取り組みを総合的に推進

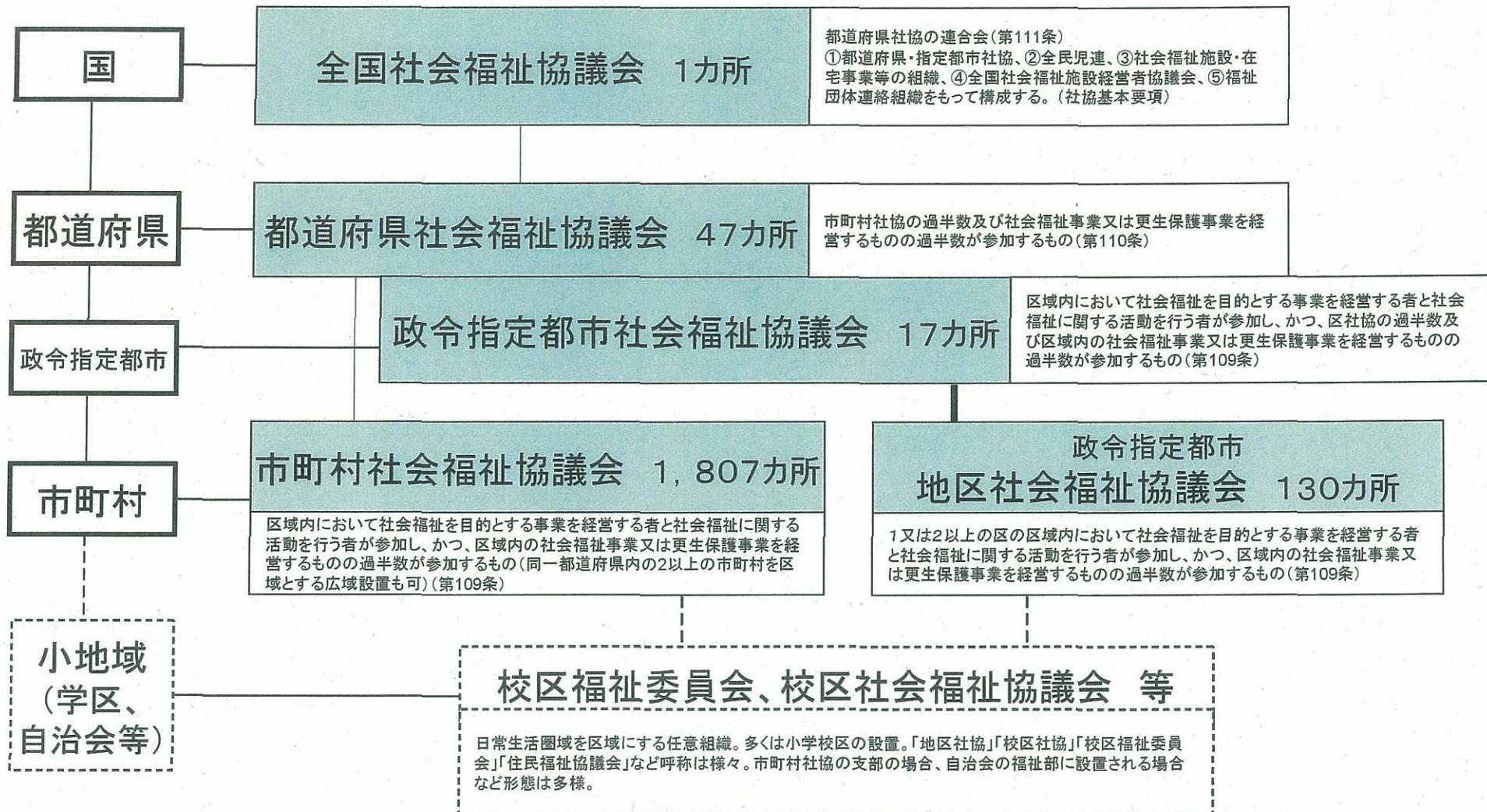
(出典:中央社会福祉審議会社会福祉基礎構造改革分科会資料 平成10年3月5日)

沿革		1955年	1965年	1980年	1990年	2000年
法律の位置づけ	<1951年> 都道府県協議会と社会福祉協議会連合会を規定			<1983年> 市町村社会福祉協議会に関する規定を追加	<1990年> ○ 政令市の地区協議会に関する規定を追加 ○ 市区町村・地区協議会は、 ・ 社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るための事業を行うこと ・ 社会福祉を目的とする事業の企画・実施に努めること 等を追加	<2000年> 「地域福祉の推進を目的とする団体」であることを明示
国 の 関 連 施 策	<1949年> GHQが示した「社会福祉行政に関する6項目」の中で、社会福祉活動に関する協議会の創設が挙げられた。 <1951年> 厚生省事務次官立ち会いのもと、日本社会事業協会、全国民生委員連盟、同胞援護会の首脳が会談。3団体が一体となって社会福祉協議会の確立促進にあたることを宣言。 <1952年> 小地域社会福祉協議会組織の整備について(厚生省社会局長通知) ・ 郡市町村等の協議会の自発的・民主的な組織化をすすめること ・ 経費は共同募金配付金及び構成員からの会費等をもつてあること ・ 市町村当局も一構成員として分担金・委託金を支出するよう指導されたいこと ・ 中央においても地方財政平衡交付金に市町村社会福祉協議会交付金として財政措置を講じているから承知願いたいこと 他	<1963年> 全国社会福祉協議会に企画指導員、各都道府県社会福祉協議会に福祉活動指導員を設置(国庫補助) ※指定都市社協は1965年	<1966年> 市町村社会福祉協議会に福祉活動専門員を設置(国庫補助)	<1991年> 「ふれあいのまちづくり事業」開始 <1994年> → 福祉活動指導員設置費を一般財源化	<1999年> → 福祉活動専門員設置費を一般財源化	

構 成

- 市町村社会福祉協議会は、区域内の社会福祉を目的とする事業を経営する者（社会福祉施設等）、社会福祉に関する活動を行う者（ボランティア団体等）が参加し、かつ社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。
- 都道府県社会福祉協議会は、区域内の市町村社会福祉協議会、社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。
- また、関係行政庁が支配する事態を避ける趣旨から、関係行政庁職員は役員総数の5分の1を超えることはできないこととされている。

＜全国の体系及び構成＞



※それぞれの社協数は、平成19年10月1日現在の数。

事 業

- 現在、社会福祉協議会を通じて地域における社会福祉に関する活動が活発にすすめられているが、その具体的な内容は、それぞれの地域の実情に応じたものであり、多岐にわたっている。

(主な事業)

- ア ボランティア活動に関する支援、ボランティアの普及活動
- イ ふれあいサロンやいきいきサロン等、住民のつながりの場の提供
- ウ 民生児童委員や近隣住民などによる小地域での見守りネットワークづくり
- エ 民間福祉サービスの推進に向けた地域福祉活動計画の策定
- オ ホームヘルプサービスやデイサービスの運営等、介護保険サービスによる生活の支援
- カ 食事サービスや入浴サービスの実施等、高齢者・障害者への生活支援サービス
- キ 日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業)
- ク 母子家庭組織への支援、子供会・クラブの組織化等、児童への生活支援サービス
- ケ 生活福祉資金の貸付や各種相談活動の実施
- コ 共同募金への協力

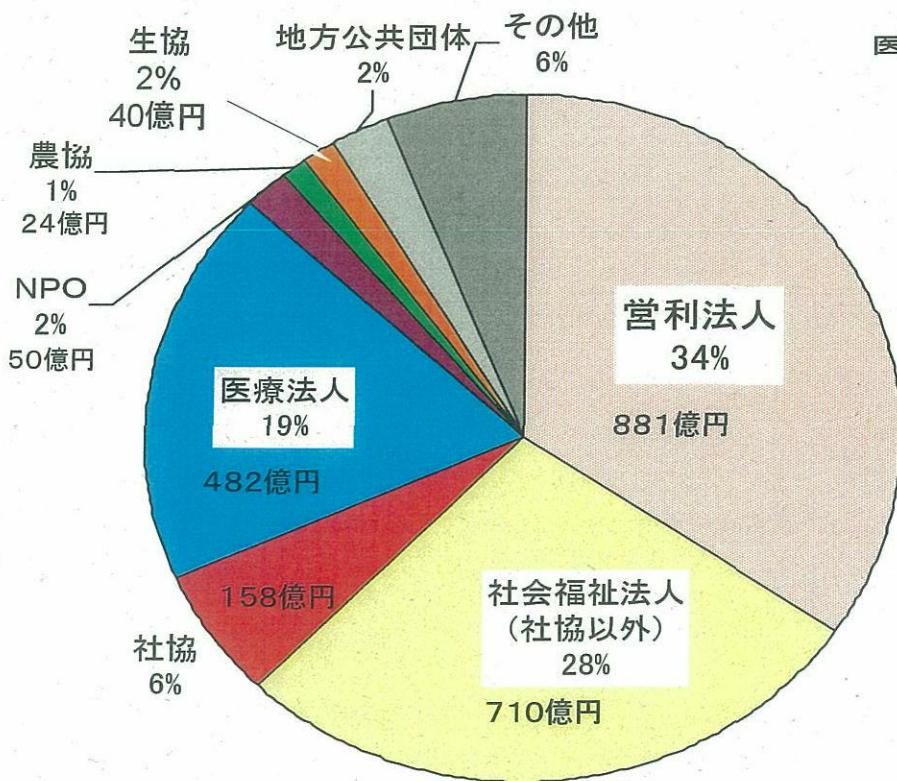
* 詳細は資料7
(全国社会福祉協議会)参照

- 介護保険制度導入後は介護保険事業の訪問介護事業を実施する市町村社協は73.5%(2006年調査)である。
- 1999年10月からは、日常生活自立支援事業を実施し、判断能力が不十分な人々の福祉サービス利用援助、日常的金銭管理などの実施・相談窓口となり地域福祉のより一層の推進を図っている。
- 昨今では、全国ネットワークを活かした災害時の要援護者支援活動に実績。
- 厚生労働省では、これら事業を支援するため、全国社会福祉協議会の活動や都道府県・市町村社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業、地域福祉を推進するための先駆的な取り組みへの助成を通じて社会福祉協議会の活動推進を図っている。

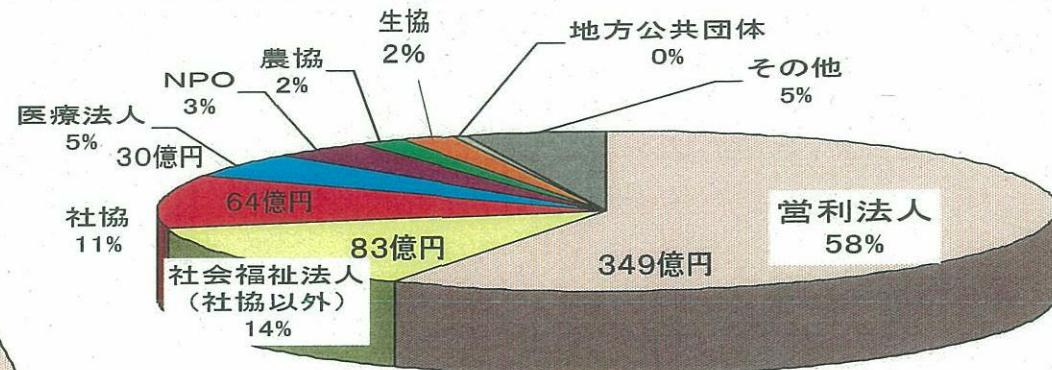
介護保険の在宅サービスにおける社協のシェア 費用額（平成16年12月サービス分）

- 在宅サービスでは、社協のシェアは、6%で月間158億円の規模。
- 訪問介護では社協は11%、通所介護では社協は9%のシェア。

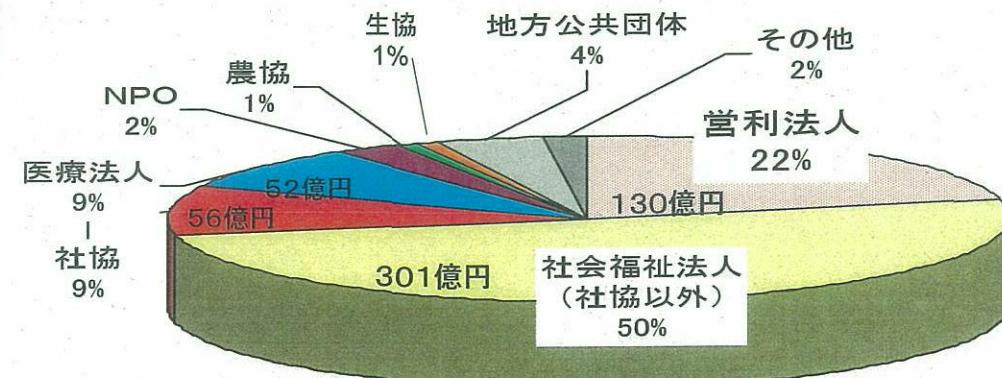
○在宅サービスの費用額:2,555億円
(16年12月サービス分)



○訪問介護の費用額:603億円



○通所介護の費用額:599億円



介護給付費実態調査より作成

社会福祉協議会の主な事業

全国社会福祉協議会	
法的位置付け	社会福祉法 第111条
構 成	都道府県社会福祉協議会により構成
主要事業	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県社会福祉協議会の指導・連絡 ・(各種)福祉施設協議会の運営 ・全国民生委員・児童委員連合会の運営 ・中央福祉人材センターの運営 ・中央福祉学院の運営 ・全国ボランティア活動振興センターの運営 ・関係機関・団体の連絡調整 ・モデル事業の実施 ・調査・研究事業の実施 ・福祉関係図書の出版 ・国際社会福祉協議会への参画

	都道府県・指定都市社会福祉協議会	市町村社会福祉協議会
法的位置付け	社会福祉法 第110条(都道府県社会福祉協議会)	社会福祉法 第109条
組織	区域内の市町村社会福祉協議会、社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加	区域内の社会福祉を目的とする事業を経営する者(社会福祉施設等)、社会福祉に関する活動を行う者(ボランティア団体等)が参加し、かつ社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加
法人化率	100%	99.1%
設置数	67ヶ所	1,937ヶ所 (指定都市を除く。23区および指定都市の区を含む。)

連絡調整 (都道府県・指定都市社協 法第110条) (市町村社協 法第109条)	<ul style="list-style-type: none"> ・市区町村社会福祉協議会の連絡調整 ・社会福祉施設連絡協議会の事務局運営 ・民生委員・児童委員協議会の事務局運営 ・老人クラブ連合会の事務局運営 ・関係機関・団体の連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・校区社会福祉協議会の創設、指導、連絡調整 ・社会福祉施設の連絡調整 ・民生委員・児童委員協議会の事務局運営 ・老人クラブ連合会の事務局運営 ・関係機関・団体の連絡調整
住民参加を進める事業 (都道府県・指定都市社協 法第110条) (市町村社協 法第109条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンターの運営 ・広域的ボランティア団体の支援 ・ボランティア体験月間の推進 ・福祉教育協力校の指定、補助 ・ホームヘルパーの養成研修(通知) ・社会福祉大会 <p style="text-align: center;">(通知・セーフティネット支援対策等事業の実施について)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンターの運営 ・ボランティア団体の支援 ・ボランティア体験月間の実施 ・福祉教育の推進 ・福祉講座、介護講座等の実施 ・ふれあい広場(地域での交流イベント) ・小地域住民福祉座談会 <p style="text-align: center;">(通知・セーフティネット支援対策等事業の実施について)</p>
事業	住民参加による事業 (都道府県・指定都市社協 法第110条) (市町村社協 法第109条)	<ul style="list-style-type: none"> ・小地域福祉活動(見守り、訪問活動、いきいきサロン等)(通知・セーフティネット支援対策等事業の実施について) ・食事サービス ・家事援助サービス ・手話通訳派遣(通知・地域生活支援事業の実施について) ・福祉施設訪問 ・障害者、老人のレクリエーション、スポーツ
受託事業	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者総合相談センター(通知・高齢者総合相談センター運営事業の実施について) ・介護・実習普及センター(通知・介護実習・普及センター運営事業の実施について) ・福祉人材センター(通知・セーフティネット支援対策等事業の実施について) ・福祉施設経営指導事業(通知・福祉施設経営指導事業の実施について) 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童館(通知・児童館の設置運営について)
介護保険事業		<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援(介護保険法) ・訪問介護(介護保険法) ・通所介護(介護保険法)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・共同募金への協力(通知・共同募金の実施について) ・生活福祉資金の貸付(通知・生活福祉資金の貸付けについて) ・日常生活自立支援事業(通知・セーフティネット支援対策等事業の実施について) ・運営適正化委員会(法第83条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・共同募金への協力(通知・共同募金の適正実施について) ・生活福祉資金の貸付(通知・生活福祉資金の貸付けについて) ・日常生活自立支援事業の実施(通知・セーフティネット支援対策等事業の実施について) ・歳末慰問、激励金品の配布(独自)

社会福祉協議会に対する国の補助

(全国社会福祉協議会に対し補助するもの)

事業名	事業内容	19年度予算額
全国社会福祉協議会に対する補助 (民間社会福祉事業助成費補助金)	ボランティア活動の振興や民生委員活動の充実など、地域福祉の総合的な推進を図る観点から、民生委員情報支援事業や福祉基礎研修事業、全国ボランティアセンター運営事業、中央福祉人材センター運営事業、福祉サービスの第三者評価事業等への補助	220,738千円

(社会福祉協議会が実施主体となっている事業に対し補助するもの)

事業名	事業内容	18' 交付決定	19' 予算
地域福祉等推進特別支援事業 (セーフティーネット支援対策等事業費補助金)	「既存の制度のみでは充足できない問題」や「制度の狭間にある問題」など地域社会における今日的課題の解決を目指す先駆的・試行的取組に対する支援を通じて、住民参加による地域づくりの一層の推進を図る。(平成19年度創設) (実施主体：都道府県・指定都市・市区町村・社協等)	701,447千円 (※19年度協議額)	
日常生活自立支援事業 (セーフティーネット支援対策等事業費補助金)	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者が地域において自立した生活が送れるよう支援する事業 (実施主体：都道府県・指定都市社協)	1,992,154千円	180億円 の内数(メニュー事業)
生活福祉資金貸付事業 (セーフティーネット支援対策等事業費補助金)	低所得者、障害者及び高齢者の経済的自立及び生活意欲の助長等を図るため、資金の貸付と必要な援助指導を行う事業。 (実施主体：都道府県社協)	696,740千円	
運営適正化委員会設置運営事業 (セーフティーネット支援対策等事業費補助金)	福祉サービスに関する利用者からの苦情を解決するための運営適正化委員会の設置運営事業。 (実施主体：都道府県社協)	245,379千円	

職 員

- 2003年時点の職員は11万人、うち一般事業職員*1(非常勤含む)は2万人、経営事業職員*2(非常勤含む)は9万人。
- 2003年時点の社会福祉士資格保有者数は、一般事業職員1552人、経営事業職員1211人。地域福祉活動担当が含まれる一般事業職員の社会福祉士資格保有率は7.3%。

<職員数>

	1997年	2000年	2003年
一般事業職員	17, 276	19, 043	21, 222
(常 勤)	15, 840	17, 025	18, 536
(非常勤)	1, 436	2, 018	2, 686
経営事業職員	48, 580	70, 400	91, 262
(常 勤)	32, 289	39, 487	45, 336
(非常勤)	16, 291	30, 913	45, 926
合 計	65, 856	89, 443	112, 484

*1 一般事業職員:事務局長、事務職員、地域福祉活動担当等

*2 経営事業職員:ホームヘルパー、デイサービス等在宅サービス、通所・入所施設関係職員

全社協調べ

<人口規模別 市町村社会福祉協議会職員数(平均)>

	介護保険事業等あり	介護保険事業等なし
全国平均	一般事業：常勤16、非常勤10 経営事業：常勤19、非常勤20 合計) 65人	一般事業：常勤16、非常勤10
1万人	一般事業：常勤 6、非常勤 2 経営事業：常勤 8、非常勤 6 合計) 22人	一般事業：常勤 6、非常勤 2 合計) 8人
5万人	一般事業：常勤18、非常勤 9 経営事業：常勤25、非常勤29 合計) 81人	一般事業：常勤18、非常勤 9 合計) 27人
10万人	一般事業：常勤28、非常勤17 経営事業：常勤32、非常勤33 合計)110人	一般事業：常勤28、非常勤17 合計) 45人
20万人	一般事業：常勤36、非常勤14 経営事業：常勤34、非常勤59 合計)143人	一般事業：常勤36、非常勤14 合計) 50人
30万人以上	一般事業：常勤47 非常勤30 経営事業：常勤34 非常勤44 合計)155人	一般事業：常勤47 非常勤30 合計) 77人

<都道府県社会福祉協議会職員数(例)>

A県 人口 60万人 常勤24人、非常勤31人 (合計)55人

B県 人口184万人 常勤23人、非常勤24人 (合計)47人

C県 人口559万人 常勤58人、非常勤24人 (合計)82人

全社協調べ

社会福祉法(昭和二十六年三月二十九日法律第四十五号)一抜粋一

(目的)

第一条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉(以下「地域福祉」という。)の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

(地域福祉の推進)

第四条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第一百九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
 - 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
 - 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
 - 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- 2 地区社会福祉協議会は、一又は二以上の区(地方自治法第二百五十二条の二十に規定する区をいう。)の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第一項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。
- 4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第一項各号に掲げる事業を実施することができる。
- 5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員の総数の五分の一を超えてはならない。
- 6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があつたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(都道府県社会福祉協議会)

第一百十条 都道府県社会福祉協議会は、都道府県の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における市町村社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 前条第一項各号に掲げる事業であつて各市町村を通ずる広域的な見地から行うことが適切なもの
 - 二 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修
 - 三 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言
 - 四 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整
- 2 前条第五項及び第六項の規定は、都道府県社会福祉協議会について準用する。

(社会福祉協議会連合会)

第一百十一条 都道府県社会福祉協議会は、相互の連絡及び事業の調整を行うため、全国を単位として、社会福祉協議会連合会を設立することができる。

- 2 第百九条第五項の規定は、社会福祉協議会連合会について準用する。

